

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 17 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管課 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

「身体障害認定における「永続する」障害の解釈について」の
Q & Aについて

平素より障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。
「身体障害認定における「永続する」障害の解釈について」に係る通知を
本年 1 月 17 日付けでお送りしたところです。

今回の通知に関して別紙のとおり、Q & Aを作成しましたので参考にしつつ、
適切な認定事務について御協力お願いいたします。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課人材養成・障害認定係

電話 03-5253-1111（内 3029）

F A X 03-3502-0892

(別紙)

「身体障害認定における「永続する」障害の解釈について」のQ & A

問1 今回の通知を出した趣旨は如何。

(答) 急速に進行する疾病による障害に関する障害認定について、自治体によっては、症状の固定を待つことにより身体障害者手帳の申請から交付まで数か月程度かける事例があるとの指摘があった。このような点を踏まえて、急速に進行する疾病の方が適切な支援を速やかに受けられるよう、障害認定事務について、配慮をお願いするものである。

問2 体幹機能障害について、障害認定の申請があった。障害の状態は認定基準に合致している。本事例の原因となった疾病は小児脳幹部グリオーマであり、本疾病の予想される経過に鑑み、同障害は回復しないと考え、認定して差し支えないか。

(答) 差し支えない。